

第158回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（開場／午前9時）

開催
場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 3階
「コッツウォルズ」

※末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職
慰労金贈呈の件

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、第158回定時株主総会においては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆様にお送りしております。

本招集ご通知は、書面交付請求に基づき交付される書面に記載しない事項を除く全ての事項を含んでおります。

私たちが目指すのは、
人と地球への「やさしさ」です。

証券コード：3111

証券コード 3111
2023年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町四丁目1番1号
オーミケンシ株式会社
取締役社長 高 口 彰

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://omikenshi.co.jp/ir/ir_meeting/



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「オーミケンシ」または証券「コード」に「3111」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月29日（木曜日） 午前10時（開場：午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 3階「コッツウォルズ」 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第158期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の以下の事項
業務の適正を確保するための体制
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 当社株主総会では、株主様へのお土産のご用意はございません。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ その他、株主様への案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://omikenshi.co.jp>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

事業報告 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等から経済活動は徐々に正常化に向かっているものの、長期化の様相を呈している半導体不足や原材料価格の高騰、円安に伴う物価の上昇、世界経済における収束の見えないウクライナ問題や年度末の金融不安の顕在化等の影響により、先行きは依然として不透明な状況が続くと見込まれます。

このような状況のもと、当社は引続き各部門において2020年5月13日開催の取締役会で決議した事業再構築策の実行により収益改善に取り組んでおります。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は売上高3,122百万円(前年同期比21.6%減)となり、営業損失90百万円(前年同期は営業利益175百万円)、経常利益21百万円(前年同期比30.5%減)、減損損失791百万円・事業撤退損778百万円及び法人税等調整額447百万円の計上等もあり親会社株主に帰属する当期純損失1,114百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失375百万円)となりました。

以上の状況を勘案し、誠に遺憾ではありますが、普通株式及びA種優先株式に係る期末配当金につきましては無配とさせていただきます。今後は収益改善に向かって邁進する所存でありますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

〔繊維〕

繊維部門につきましては、売上高1,604百万円(前年同期比35.3%減)、セグメント損失50百万円(前年同期は134百万円のセグメント利益)となりました。

〔不動産〕

不動産部門につきましては、売上高991百万円(前年同期比1.1%増)、セグメント利益621百万円(前年同期比0.0%増)となりました。

〔食品〕

食品部門につきましては、売上高138百万円(前年同期比12.9%減)、セグメント損失69百万円(前年同期は54百万円のセグメント損失)となりました。

〔その他〕

その他部門につきましては、売上高388百万円(前年同期比7.8%増)、セグメント損失9百万円(前年同期は27百万円のセグメント損失)となりました。

<セグメント別売上の変遷>

部 門	第157期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第158期 [当連結会計年度] (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	前 期 比 増 減
織 維	2,480 百万円	1,604 百万円	△876 百万円
不 動 産	980	991	10
食 品	158	138	△20
そ の 他	360	388	27
合 計	3,980	3,122	△858

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は123百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

- 食品部門 株式会社宇美フーズ 食品製造設備の更新
- その他 本社サーバーの更新

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

- 不動産部門 加古川再開発、飯田消防設備の更新

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

- その他 兵庫県加古川市の土地売却

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金198百万円の調達を実施し、運転資金に充当しております。また、事業再構築のための資金を捻出するため、所有不動産を売却し資金の確保に努めました。なお、シンジケートローン6,412百万円の借り換えを実施しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第155期 (2020年3月期)	第156期 (2021年3月期)	第157期 (2022年3月期)	第158期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	9,026	6,788	3,980	3,122
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△2,367	1,040	△375	△1,114
1株当たり当期純利益又は1株当たりの当期純損失 (△) (円)	△358.81	157.75	△56.90	△168.94
総 資 産 (百万円)	26,315	23,330	22,384	19,718
純 資 産 (百万円)	2,792	4,190	3,799	2,554
1株当たり純資産額 (円)	271.74	483.67	424.41	235.66

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数控除後) に基づいて算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
オーミケンシソリューション株式会社	10百万円	100%	F Aシステムの構築・ソフトウェア開発・不動産賃貸業
株式会社宇美フーズ	10百万円	100%	食料品等の製造・加工
近絹（上海）商貿有限公司（中国）	50百万円	100%	繊維原料・繊維製品の卸売販売
オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社（ブラジル）	26,347千レアル	70.8%	紡績糸の製造・販売

(注) オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社は2016年11月末をもって事業を停止いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、安定した収益基盤の確立及び安定配当を行うものであります。繊維業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和等から経済活動は徐々に正常化に向かっているものの、長期化の様相を呈している半導体不足や原燃料価格の高騰、円安に伴う物価の上昇、世界経済における収束の見えないウクライナ問題や年度末の金融不安の顕在化等の影響により、先行きは依然として不透明な状況が続くなど、厳しい状況におかれています。そのような中で、不採算部門の撤退による事業再構築策を着実に実行し、既に取り組んでいる環境問題に対応した研究開発を引き続き強く推進することにより、企業理念である「人と地球と暮らしへのやさしさを追求」する環境配慮型企業としての地位の確立を目指します。

また、加古川工場跡地の不動産開発については、都市計画法に基づく開発許認可を経て、2024年度中を目途に敷地の資産価値最大化を目指し、取組みを進めております。不動産収益を基盤とする安定した収益構造を維持拡大しながら、徹底した経費削減を図ることにより財務の健全性を高め、企業価値の向上と早期復配を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

〔繊維〕

当社は繊維製品（レーヨン綿、紡績糸、編織物等）の加工及び販売を行っております。連結子会社である近絹（上海）商貿有限公司は繊維原料及び繊維製品の卸売販売を行っております。

〔不動産〕

当社は不動産の賃貸及び販売を行っております。また連結子会社であるオーミケンシソリューション株式会社は不動産の賃貸等を行っております。

[食品]

連結子会社である株式会社宇美フーズは食料品等の製造及び加工を行い、当社はそれらの販売を行っております。

[その他]

連結子会社であるオーミケンシソリューション株式会社は、電子機器等の仕入れ及びソフトウェアの開発を行い、当社はそれらの販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 府 大 阪 市	加 古 川 工 場	兵 庫 県 加 古 川 市
東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区		

② 子会社

会 社 名	所 在 地
オーミケンソリューション株式会社	大 阪 府 大 阪 市
株式会社宇美フーズ	福 岡 県 糟 屋 郡
近 絹 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	中 国
オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社	ブ ラ ジ ル

(注) オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社は2016年11月末をもって事業を停止いたしました。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
111名	3名減

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,597百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	675百万円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	639百万円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	597百万円
株 式 会 社 南 都 銀 行	501百万円

(注) 1. シンジケートローン契約を含めた個別の借入先ごとの借入残高を記載しております。
2. 株式会社三井住友銀行を引受先とする社債残高が、別途265百万円あります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	24,000,000株
	A種優先株式	11,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	6,602,459株
	A種優先株式	2,000,000株
③ 株主数	普通株式	4,708名
	A種優先株式	1名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東洋商事株式会社	572千株	2,000千株	2,572千株	29.92%
龍寶裕子	654	—	654	7.60
丸山三千夫	336	—	336	3.91
株式会社三菱UFJ銀行	294	—	294	3.42
竹甚板硝子株式会社	200	—	200	2.32
太陽生命保険株式会社	200	—	200	2.32
楽天証券株式会社	99	—	99	1.15
松井証券株式会社	82	—	82	0.95
丸山光子	66	—	66	0.77
龍寶惟男	64	—	64	0.74

(注) 1. A種優先株式は、当社定款の定めにより議決権を有しておりません。

2. 持株比率は自己株式 (5,301株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石原美秀	
代表取締役社長	高口 彰	環境素材事業本部長
取 締 役	大野泰由	管理部長
取 締 役	原沢隆三郎	株式会社チノー社外監査役
常勤監査役	近藤武彦	
監 査 役	桑野哲雄	
監 査 役	竹前 賢	

- (注) 1. 取締役原沢隆三郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役桑野哲雄、竹前賢の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役原沢隆三郎、監査役桑野哲雄、竹前賢の3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員、並びに当社及び子会社の管理職を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は、全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

④ 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

2022年6月29日開催の第157回定時株主総会において、新たに大野泰由氏が取締役に選任され就任いたしました。

2022年6月29日開催の第157回定時株主総会後の取締役会において新たに、取締役石原美秀氏が代表取締役会長に、取締役高口彰氏が代表取締役社長にそれぞれ選定され就任いたしました。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう考慮しながら、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成する。但し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、退職慰労金を支払うこととする。

b. 基本報酬

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、内規に基づき、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬

当社取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、内規に基づき、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。なお、毎年、一定の時期に支給するものとする。

d. 退職慰労金

当社取締役の退職慰労金は、内規に基づき、役位、在任年数に応じて貢献度を考慮しながら、決定するものとする。なお、退任後一定の時期に支給するものとする。

e. 報酬等の構成割合

当社取締役の報酬等の構成割合は下記を目安とする。

役位	基本報酬・退職慰労金	業績連動報酬
代表取締役	概ね85%	概ね15%
その他の業務執行取締役	概ね90%	概ね10%
社外取締役	100%	—

(注) 退職慰労金については、年当たりで計算

f. 個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、内規に基づき、他の取締役とも協議の上これを決定する。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬及び退職慰労金の額とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	38 (5)	31 (4)	— (—)	7 (0)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	16 (8)	15 (7)	— (—)	1 (0)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	55 (13)	46 (12)	— (—)	9 (0)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1982年7月21日開催の第117回定時株主総会において年額144百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1982年7月21日開催の第117回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 取締役会は、代表取締役社長高口彰氏に対し、各取締役の基本報酬・退職慰労金の額及び社外取締役を除く業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、内規に基づき、他の取締役とも協議し、その妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役原沢隆三郎氏は、株式会社チノーの社外監査役であります。当社と株式会社チノーとの間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 原沢隆三郎	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に出席いたしました。主に銀行や金融部門における役員経験の他、製造業の監査役経験の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス対応について実施状況の点検、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 桑野哲雄	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に、また、監査役会10回中10回に出席いたしました。金融行政等に携わった専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 竹前賢	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に、また、監査役会10回中10回に出席いたしました。金融機関及び経営コンサルタント業に携わった経験の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 監査法人和宏事務所
 ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	19,718	(負債の部)	17,164
I 流動資産	2,994	I 流動負債	3,232
現金及び預金	1,536	支払手形及び買掛金	291
受取手形、売掛金及び 契約資産	395	短期借入金	2,285
棚卸資産	604	1年内償還予定の社債	115
その他	461	リース債務	167
貸倒引当金	△4	未払法人税等	1
		賞与引当金	27
		その他	344
II 固定資産	16,717	II 固定負債	13,931
有形固定資産	(16,559)	社債	150
建物及び構築物	207	長期借入金	6,667
機械装置及び運搬具	59	リース債務	404
土地	16,210	繰延税金負債	5,307
その他	81	役員退職慰労引当金	104
無形固定資産	(10)	環境対策引当金	3
投資その他の資産	(147)	退職給付に係る負債	296
投資有価証券	54	その他	998
その他	163		
貸倒引当金	△70	(純資産の部)	2,554
III 繰延資産	6	I 株主資本	3,978
社債発行費	6	資本金	100
資産合計	19,718	資本剰余金	5,829
		利益剰余金	△1,946
		自己株式	△4
		II その他の包括利益累計額	△1,423
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	△3
		為替換算調整勘定	△1,427
		負債純資産合計	19,718

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		3,122
売上原価		1,909
売上総利益		1,213
販売費及び一般管理費		1,303
営業損失		90
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2	
為替差益	247	
助成金収入	123	
雑収入	19	393
営業外費用		
支払利息	210	
雑損失	70	280
経常利益		21
特別損失		
固定資産廃棄売却損	11	
減損損失	791	
事業撤退損	778	1,580
税金等調整前当期純損失		1,559
法人税、住民税及び事業税		3
法人税等調整額		△447
当期純損失		1,114
親会社株主に帰属する当期純損失		1,114

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	19,755	(負債の部)	17,185
I 流動資産	2,274	I 流動負債	3,180
現金及び預金	897	支払手形及び買掛金	294
受取手形、売掛金及び 契約資産	506	短期借入金	2,285
棚卸資産	271	1年内償還予定の社債	115
その他	602	リース債務	167
貸倒引当金	△4	未払法人税等	0
		賞与引当金	22
		その他	294
II 固定資産	17,474	II 固定負債	14,004
有形固定資産	(16,509)	社債	150
建物及び構築物	170	長期借入金	6,667
機械装置及び運搬具	59	リース債務	484
土地	16,197	繰延税金負債	5,300
その他	81	退職給付引当金	296
無形固定資産	(10)	役員退職慰労引当金	104
投資その他の資産	(953)	環境対策引当金	3
投資有価証券	30	その他	998
関係会社株式	97		
長期貸付金	2,760	(純資産の部)	2,569
その他	90	I 株主資本	2,565
貸倒引当金	△2,025	資本金	100
III 繰延資産	6	資本剰余金	5,829
社債発行費	6	資本準備金	25
資産合計	19,755	その他資本剰余金	5,804
		利益剰余金	△3,359
		その他利益剰余金	△3,359
		繰越利益剰余金	△3,359
		自己株式	△4
		II 評価・換算差額等	4
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	△3
		負債純資産合計	19,755

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		3,065
売上原価		1,956
売上総利益		1,109
販売費及び一般管理費		1,131
営業損失		22
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2	
助成金収入	123	
貸倒引当金戻入額	109	
雑収入	48	282
営業外費用		
支払利息	189	
貸倒引当金繰入額	59	
雑損失	70	318
経常損失		58
特別損失		
固定資産廃棄売却損	11	
減損損失	786	
事業撤退損	780	1,578
税引前当期純損失		1,636
法人税、住民税及び事業税		△2
法人税等調整額		△442
当期純損失		1,191

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

オーミケンシ株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員
代表社員 公認会計士 平 岩 雅司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーミケンシ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーミケンシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

オーミケンシ株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーミケンシ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

オーミケンシ株式会社 監査役会
常勤監査役 近 藤 武 彦
監 査 役 桑 野 哲 雄
監 査 役 竹 前 賢

(注) 監査役桑野哲雄、監査役竹前賢は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

現行及び今後想定される経営体制に鑑み、現行定款第十四条（株主総会の議長）について、取締役副社長に関する規定を削除するとともに、現行定款第二十四条（取締役会の議長）について、取締役会の議長を取締役会長から取締役社長に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分）

現行定款	変更案
<p>第十四条（株主総会の議長）</p> <p>株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長が事故あるときは<u>取締役副社長がこれに当り</u>取締役副社長が事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第十四条（株主総会の議長）</p> <p>株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長が事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p>
<p>第二十四条（取締役会の議長）</p> <p>取締役会の議長は<u>取締役会長</u>がこれに当る。<u>取締役会長が欠員であるとき、又は事故あるときは取締役社長がこれに当り、</u>取締役社長が事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第二十四条（取締役会の議長）</p> <p>取締役会の議長は<u>取締役社長</u>がこれに当る。取締役社長が事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p>

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 原沢隆三郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任となりますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

<small>ふりがな</small> 氏名 〔生年月日〕	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
<small>ひろ た なお と</small> 廣田直人 (1958年6月4日生)	1981年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2009年6月 同行執行役員就任 2011年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役副社長就任 2014年5月 株式会社三菱UFJ銀行常務執行役員就任 2015年5月 同行専務取締役就任 2017年6月 同行取締役常務監査等委員 2021年6月 千歳コーポレーション株式会社取締役会長就任(2023年6月28日退任予定) シンプレクス・ホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員) 就任 現在に至る (重要な兼職の状況) シンプレクス・ホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 銀行その他の企業における役員を経験するなど、幅広い知識と能力を有しており、その識見を当社の経営に活かしていただくべく、社外取締役候補者となりました。	-

- (注) 1. 廣田直人氏は新任の取締役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 廣田直人氏は、社外取締役の候補者であります。
 4. 廣田直人氏につきましては、独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 廣田直人氏は2023年6月28日をもって千歳コーポレーション株式会社の取締役会長を退任する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 〔生年月日〕	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
すみ だ あつ お 隅 田 篤 男 〔1962年4月7日生〕	1985年4月 当社入社 2008年6月 当社管理部経理・財務グループ担当部長 2016年12月 当社管理部副部長 現在に至る 【補欠の監査役候補者とした理由】 経理・財務部門に携わり、豊富な経験と幅広い知識を有し、経理業務全般に精通していることから、当社監査役に相応しいと判断し、補欠の監査役候補者といたしました。	普通株式 2,000株

- (注) 1. 隅田篤男氏は補欠の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。補欠監査役候補者が監査役に就任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって辞任により取締役を退任される原沢隆三郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などについては取締役会にご一任いただきたいと思います。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の報酬等の決定方針及び社内規定に沿って、上記のとおり退職慰労金を支給することのご承認をいただくものであり、その内容は相当であると考えております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
原 沢 隆 三 郎	2019年6月 当社取締役就任 現在に至る

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	4月1日から3ヶ月以内
基準日	(1) 定時株主総会・期末配当金 3月31日 (2) 中間配当金 9月30日 (3) その他必要のある場合はあらかじめ公告して定める日
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞に掲載いたします。 公告掲載アドレス (https://www.omikenshi.co.jp/ir/ir_notice/)
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会 会場ご案内図



会場

シティプラザ大阪 3階「コッツウォルズ」
大阪市中央区本町橋2番31号 電話番号 06-6947-7888

交通

Osaka Metro堺筋線・中央線「堺筋本町駅」①番、⑫番出口より徒歩約6分
Osaka Metro谷町線・中央線「谷町四丁目駅」④番出口より徒歩約7分

❶ 当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。